

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種のお知らせ

予防接種法により、中学１年生～高校１年生を対象にヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を行います。下記を必ずお読みの上、接種してください。

令和７年度の対象者と接種スケジュール

定期予防接種

●対象者（中学１年生に案内を送付します）

中学１年生～高校１年生相当の女子 ※標準的には中学１年生で接種

●ワクチン

シルガード（９価ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン）

※現在承認されているヒトパピローマウイルス感染症ワクチンには「サーバリックス（２価ワクチン）」と「ガーダシル（４価ワクチン）」もありますが、ワクチンの供給の関係上、清水町では「シルガード（９価ワクチン）」を接種していただきます。

※すでに「シルガード（９価ワクチン）」以外で接種を開始している場合等は、医師にご相談ください。

●標準的な接種スケジュール(シルガード(９価ワクチン)の場合)

１回目から６か月あけて２回目の接種をします。

＜中１＞ ６か月の間隔

１回目

⇒

２回目

※１５歳を超えて接種を開始した場合やシルガード（９価ワクチン）以外で接種を開始した場合は３回の接種が必要です。１回目から２か月空けて２回目、１回目から６か月空けて３回目を接種します。

キャッチアップ接種

下記の方は、「キャッチアップ接種」対象者として令和８年３月３１日まで接種できます。

●対象者 平成９年４月２日～平成２１年４月１日生まれの方のうち、令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの間に一度でも HPV ワクチンを接種した方

●接種スケジュール 定期予防接種と同様

＜予防接種の受け方＞

・接種料金は無料です。下記の医療機関に事前予約の上、接種をしてください。

医療機関名	電話番号	接種日	予約
清水赤十字病院（小児科）	６２－２５１３	診療時間内	事前予約
前田クリニック	６２－２０３２		

※慢性疾患やアレルギー等の事情、他町への長期滞在等のやむを得ない事情により町外医療機関での接種が望ましいと認められる場合は、接種料金を助成できる場合がありますので、事前にご相談ください。

＜持ち物＞

母子手帳、予診票、健康保険証

※予診票は、保健福祉センターおよび予防接種実施医療機関に設置しています。

＜接種に当たっての注意事項＞

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。なお、現在、妊娠している方は、原則接種できません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、医師が不適当な状態を判断した場合

＜接種後の注意事項＞

- ①接種後に、重いアレルギー症状がおこることがありますので、接種後はすぐ帰宅せず、少なくとも 30 分以上は座って安静にしましょう。
- ②接種後は接種部位を清潔に保ちましょう。
- ③接種当日は安静を保って、過度の運動を控えましょう。
- ④接種当日の入浴は差支えありません。
- ⑤接種後、強い痛みやしびれ等の気になる症状や、体調の変化があらわれた場合は、すぐに医師にご相談ください。

＜予防接種による健康被害救済制度について＞

- 定期の予防接種について引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
 - 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、清水町役場（保健福祉課健康推進係）へご相談ください。

＜相談・問い合わせ先＞

清水町保健福祉センター内 保健福祉課健康推進係 電話 0156-67-7320